

## 令和5年 第3回 東彼杵町議会定例会会議録

令和5年第3回東彼杵町議会定例会は、令和5年9月8日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番	大安 義和 君	2番	児玉 隆行 君
3番	構 浩光 君	4番	吉永 秀俊 君
5番	尾上 庄次郎 君	6番	大石 俊郎 君
7番	口木 俊二 君	8番	浪瀬 真吾 君

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	粒崎 秀人 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	工藤 政昭 君
総 務 課 長	高月 淳一郎 君	産 業 振 興 課 長	楠本 信宏 君
税 財 政 課 長	山下 勝之 君	建 設 課 長	森 英三朗 君
長寿ほけん課長	前平 英利 君	水 道 課 長	岡木 徳人 君
こども健康課長	氏福 達也 君	教 育 次 長	岡田 半二郎 君
町 民 課 長	小林 竹哉 君	代 表 監 査 委 員	木田 善孝 君

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	井上 晃 君	主任書記	山下 美華 君
--------	--------	------	---------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1	請願第 1 号	インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付していただくことの請願 (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 2	議案第 42 号	東彼杵町印鑑条例の一部を改正する条例
日程第 3	議案第 43 号	令和5年度東彼杵町一般会計補正予算(第5号)
日程第 4	議案第 44 号	令和5年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
日程第 5	議案第 45 号	令和5年度東彼杵町水道事業会計補正予算(第2号)
日程第 6	議案第 46 号	令和5年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算(第2号)
日程第 7	議案第 47 号	令和4年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件
日程第 8	議案第 48 号	令和4年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 9	議案第 49 号	令和4年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 10	議案第 50 号	令和4年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 11	議案第 51 号	令和4年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定

- の件
- 日程第 12 議案第 52 号 令和 4 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定  
の件
- 日程第 13 議案第 53 号 令和 4 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の  
件
- 日程第 14 議案第 54 号 令和 4 年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件
- 日程第 15 議案第 55 号 令和 4 年度東彼杵町公共下水道事業会計決算認定の件
- 日程第 16 議案第 56 号 駄地団地造成工事請負契約について
- 日程第 17 議案第 57 号 東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 18 報告第 19 号 令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告  
について
- 日程第 19 報告第 20 号 工事請負契約の締結について  
(川内地区代替水源施設整備工事 (配水場))

## 6 散 会

## 開 議（午前9時29分）

### ○議長（浪瀬真吾君）

ただいまの出席議員数は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

その前に昨日の建設課長から答弁について保留されておりましたので、まず建設課長から答弁をお願いします。建設課長。

### ○建設課長（森英三朗君）

先日、構議員より質問がありました特公賃の月額収入の件でございます。

中堅所得者世帯向けの住宅月額収入が15万8000円以上48万7000円未満の金額の設定根拠につきましては、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律を基に所得の要件の幅を最大限利用した金額となっておりますので、これを変更することはありません。以上です。

### ○議長（浪瀬真吾君）

これから議事に入ります。

日程第1 請願第1号 インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付していただくことの請願  
(委員長報告・質疑・討論・採決)

### ○議長（浪瀬真吾君）

日程第1、請願第1号インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付していただくことの請願を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。総務厚生常任委員長、構浩光君。

### ○総務厚生常任委員長（構浩光君）

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告します。

## 記

### 1 付託された事件

請願第1号 インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付していただくこと。

### 2 審査年月日

令和5年8月21日

### 3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、8月21日請願者東彼民主商工会 朽原明浩事務局長、紹介議員立ち合いの下、総務厚生常任委員会を開催しました。

本件は、令和5年10月1日からのインボイス制度の実施延期を政府に求めるものです。しかしながら、インボイス制度に関して施行が迫っている中で、請願者に対し質疑を行いました。東彼民主商工会は、会議等を実施され、中小事業者の負担を懸念されていますが、国では、

経過措置を考えられている。

慎重に審査した結果、反対多数により不採択すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、インボイス制度の意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業省に提出したとしても10月1日までの時間的余裕がないことや、県内各市町の状況を見ても不採択、もしくは配布のみとなっており、また、インボイス制度10月実施ということは全国的周知されていることであり、延期するということは明らかに実現不可能な請願と思われるとの意見がありました。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。5番議員、尾上庄次郎君。

○5番（尾上庄次郎君）

まず私は、請願第1号インボイス制度の実施延期を求める意見書については、賛成の立場で発言させていただきます。

国税庁によると、課税事業者約300万社のうち、7月末までに9割が申請を終えた一方、年間売上高が1000万円以下の小規模事業者の登録の検討が必要な約160万社のうち、申請しているのは、今現在、6割弱にとどまっている。

これが実施されれば、免税事業者は、売り上げが小さい零細業者、逆進性の強い消費税から保護されてきた人たちが、制度によって税負担が増えたり、取り引きから排除されたりしかねない。小規模な個人事業者にとっては、事実上の増税となる。これをきっかけに、農業などをやめる人が増えかねないと危惧しており、そういう面で、賛成の立場であります。

○議長（浪瀬真吾君）

次に、原案に反対者の発言を許します。6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

私は反対の立場であります。

インボイス制度については、今、尾上議員が申し上げたようにいろいろな問題点が提起をされております。おりますけれども、その問題点については国も承知をし、その対策を今、取り組んでいるという記事が新聞に報道をされております。

で、この委員長の審査報告書にも書いてありますとおり、この請願書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業省に提出も、もう10月1日までの時間的な余裕がないこと。県内の他市町村を見ても、この請願書をほとんど不採択しております。そして、陳情書については、配付のみとしております。

また、2つ目の理由として、今からやってもですね、もう提出している。ほとんどこの請願書が採択される可能性というのは、極めて時間的にもないし、実現不可能な状況になっています。

したがって、この2つの理由から、私はこの提出請願は反対の立場であります。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

次に、賛成者の発言を許します。

他に、討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

ないようですので、これから、請願第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は不採択です。

請願第1号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（浪瀬真吾君）

起立多数です。

したがって、請願第1号インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付していただくことの請願は、委員長の報告のとおり不採択とすることに可決されました。

日程第2 議案第42号 東彼杵町印鑑条例の一部を改正する条例

○議長（浪瀬真吾君）

日程第2、議案第42号東彼杵町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。

それでは、議案第42号東彼杵町印鑑条例の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。

提案理由といたしまして、窓口の業務効率化の推進に伴い、条例の改正が必要となったため提出するものでございます。詳細につきましては、町民課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。町民課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（小林竹哉君）

議案第42号について、説明いたします。

窓口業務の効率化を推進するための一部改正となります。

これまでは印鑑登録証の交付の際に印鑑登録証とかマイナンバーカードが必要でしたが、官公庁が発行した本人の写真付きの身分証明書でも印鑑証明書の申請を可能とする条例の一部改正となります。

改正文としましては、追加の条文としまして、登録者が自ら申請した場合であって、町長が第4条第2項第1号の書類の提示を求めて、当該申請をした者が登録者本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認したとき、又はを追加いたします。

附則、この条例は、令和5年10月1日から施行する。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

それでは、これから質疑を行います。3番議員、構浩光君。

○3番（構浩光君）

先ほど、町民課長が言われました官公庁ですね。具体的に官公庁からの発行された証明書というのは、マイナンバーカードとか保険証ですかね。具体的によければですよ、官公庁から発行されたそういうカードの種類を教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

町民課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（小林竹哉君）

官公庁が発行したものの具体的なものとしては、運転免許証、パスポート、外国人の方になるんですけど在留カードとか、あとは療育手帳、身体障害者手帳などの写真付きのものになります。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第42号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第42号東彼杵町印鑑条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長（浪瀬真吾君）

日程第3、議案第43号令和5年度東彼杵町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第43号令和5年度東彼杵町一般会計補正予算（第5号）でございますが、予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億6789万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億6350万5000円とするものでございます。

提案の理由につきましては、歳出の主なもの、農業資材価格高騰対策緊急支援事業補助金やながさき農林業・農山村構造改善加速化事業補助金など1億2469万3000円、国道交差点照明施設設置工事など6978万3000円。歳入の主なもの、県支出金9500万円、町税1億6500万円などでございます。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わりまして、議案第43号についてご説明いたします。

それでは、議案の15ページをご覧ください。3番の歳出からご説明いたします。

1款1項1目議会費1節報酬は、議員報酬額の改定により合計で427万6000円追加いたしました。その下、2節給料は、職員の人事異動により176万8000円を追加しています。以下、職員人権費につきましては、同様の理由により調整を行っておりますので、それらについては、説明を省略いたします。

16ページをお願いいたします。2款1項1目一般管理費の8節旅費は、地域農政未来塾など、職員の研修参加を予定しており65万円を追加いたしました。その下、18節負担金補助及び交付金では、特殊詐欺対策用電話の設置要望が多く、購入助成を行うため30万円追加いたしました。職員の研修会負担金も合わせて追加しており、節全体では55万円追加しております。

5目財産管理費14節工事請負費は、庁舎屋上にある国旗掲揚ポールが老朽化しており、また屋上高所は危険性もあることから、役場玄関横に新たな掲揚台を設置いたします。設置費用として81万7000円を追加いたしました。

17ページになります。2款1項9目電子計算費12節委託料は、戸籍法改正による氏名仮名表記の法制化にあわせ、マイナンバーカードについても氏名のローマ字表記等ができるよう規定されたため、システムの改修費用として462万7000円を追加いたしました。その下、13節使用料及び賃借料のビジネスチャットサービス利用料は、現在使用している庁舎内の連絡ツールに、業務補助としてChatGPT機能を有するAIサービスを追加するため68万2000円追加しています。

10目地域づくり推進事業費、2節給料の地域おこし協力隊員給料では、協力隊員4名の募集を予定しており、早ければ12月から任用予定となるため、その給料を追加いたしました。また、現在雇用している隊員1名について、業務内容を検討し雇用形態を10月から委託雇用に変更するため給料を減額しています。差し引きで193万3000円を追加いたしました。12節委託料では、隊員の

給料を委託雇用へ変更するため 198 万円を追加しております。

18 ページをお願いいたします。18 節負担金補助及び交付金の地区施設整備事業補助金は、公民館整備の補助金交付予定額から不足分 250 万円を追加いたしました。新規地域おこし協力隊員の家賃補助と合わせ節全体では 330 万円追加しております。

12 目公共交通事業費の 12 節委託料 157 万 3000 円と 13 節使用料及び賃借料 19 万 8000 円は、バスロケーションシステムの導入費用を計上いたしました。地域公共交通計画に基づき、町営バスの運行位置情報をスマホアプリなどで提供するシステムを構築いたします。

次は 20 ページをお願いします。2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費 12 節委託料は、戸籍法改正に伴う住民票への氏名フリガナ記載対応のためコンビニ交付システムの改修費用を 188 万 1000 円追加いたしました。

次は、26 ページをお願いいたします。6 款 1 項 3 目農業振興費 18 節負担金補助及び交付金の農業資材価格高騰対策緊急支援事業補助金は、価格高騰対策として燃料や肥料の使用を低減させる農業機器の導入に対し助成を行います。機器導入費用に対して県負担の 2 分の 1、町から 10 分の 1 を合わせて助成いたします。その下のながさき農林業・農山村構造改善加速化事業補助金は、お茶の乗用摘採機など導入に対し助成を行います。導入費用に対して県が 3 分の 1、町が 10 分の 1 を合わせて助成いたします。節全体では、1 億 1637 万 9000 円を追加いたしました。

次は、6 目農業集落排水施設整備費 27 節繰出金は、施設修繕費用の財源として農業集落排水事業特別会計への繰出金 226 万 5000 円を追加いたしました。

28 ページをお願いいたします。7 款 1 項 2 目商工振興費 18 節負担金補助及び交付金の農水産加工施設整備補助金は、彼杵の庄の特産品加工・開発施設の設置に対するもので 2556 万 5000 円を追加いたしました。

30 ページをお願いいたします。8 款 2 項 1 目道路橋梁総務費 12 節委託料の道路台帳整備委託料は、歴史公園線など町道を変更し告示したものについて、道路台帳を整備するため委託費用 110 万円を追加いたしました。

2 目道路橋梁維持・新設改良費 12 節委託料の橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託料は、当初予算で計上していましたが、国の補助要件を満たすため計画の検討項目を増やす必要があり委託費用不足分 140 万円を追加しております。その下、14 節工事請負費は、町道里一ツ石線などの改良工事やその他舗装補修工事を行うため、合わせて 5000 万円追加いたしました。

4 目木場本線道路改良事業費 14 節工事請負費は、木場本線国道交差点箇所照明設置工事や補助信号移設工事を計画し、工事費用 650 万円追加しております。

32 ページをお願いいたします。8 款 5 項 2 目公共下水道費 18 節負担金補助及び交付金の公共下水道事業会計負担金は、公共下水道事業会計の補正予算で計上しております工事費用の財源として 1613 万 2000 円繰り出すものです。

34 ページをお願いいたします。9 款 1 項 3 目消防施設費 14 節工事請負費の消防第 6 分団防火水槽保全工事は、6 分団防火水槽の裏手の崖から土砂崩れが頻発しており、土砂崩れの防止対策工事を行うため 149 万 2000 円追加いたしました。

5 目災害対策費 3 節職員手当等は、避難所運営の時間外勤務について予算を執行し今後の対応に不足が生じることから 80 万円を追加いたしました。

36 ページをお願いします。10 款 2 項 1 目学校管理費 14 節工事請負費の千綿小学校プール通路整備工事は、校舎プール間の通路に危険性があるため改修工事を行います。その下、千綿小学校西面軒天補修工事は、校舎西側軒天部分のモルタル剥がれが確認されており、危険性があるため補修工事を行います。節全体では、288 万 1000 円追加いたしました。

37 ページになります。10 款 5 項 1 目社会教育総務費 18 節負担金補助及び交付金の文化財保存育成事業補助金は、蔵本浮立の安定的な技術継承を図るためお囃子曲の楽譜を作成するもので 67 万 3000 円追加いたしました。

2 目教育センター費 14 節工事請負費の総合会館歩道設置工事は、歩行者の安全を図るため、交差点付近の箇所到场内に接続する歩道を設置いたします。

5 目文化財保護費 12 節委託料の香田勲男展展示業務委託料は、本町出身のプロ野球選手香田勲男氏の功績をたたえ、プロ野球時代の記念品など展示を行います。節全体では、その他業務委託料も合わせまして 195 万 1000 円追加いたしました。

38 ページをお願いいたします。10 款 6 項 2 目体育施設費 14 節工事請負費の新港グラウンドカーポート増設工事は、休憩箇所であるカーポートを熱中症対策のため増設いたします。

40 ページをお願いいたします。11 款 1 項 1 目農地等災害総務費 14 節工事請負費の大音琴地区災害復旧工事は、8 月豪雨による被災箇所に対し復旧工事を行うため追加いたしました。歳出については、以上でございます。

次は、7 ページをお願いいたします。2 番歳入になります。1 款 2 項 1 目固定資産税です。鉄道関係の償却資産については、大臣配分制度として国の通知により決定いたしますが、新幹線の開業もあり増収となりました。税込見込みから 1 億 6500 万円追加いたしました。

8 ページをお願いいたします。16 款 2 項 1 目総務費国庫補助金では、既に予算化しておりますデマンド交通実証事業について、過疎地域持続的発展支援交付金の対象となることから財源更生を行い 770 万 2000 円追加いたしました。その他、戸籍法の改正に係るシステム改修費用の国負担分を増減しており、目全体で 1126 万 6000 円追加しております。

5 目教育費国庫補助金は、こちらも既に予算化しております給食センター空調設置工事について、工事内容の一部が国補助の非該当となったことから 340 万円を減額処理いたしました。

9 ページになります。17 款 2 項 4 目農林水産業費県補助金は、農業資材価格高騰対策緊急支援事業補助金とながさき農林業・農山村構造改善加速化事業補助金の県負担分を合わせて 9498 万 3000 円を追加収入といたしました。

11 ページをお願いいたします。20 款 1 項 3 目ふるさと創生事業基金繰入金は、歳出で計上しております農林水産加工施設整備補助金などの財源として 4514 万 4000 円をふるさと創生事業基金から繰入れいたしました。

その下、5 目教育文化施設整備基金繰入金は、千綿小に関係する工事などの財源として 508 万 1000 円を教育文化施設整備基金から繰り入れております。

6 目下水道事業基金繰入金は、下水道事業会計への財源として 1613 万 2000 円を繰り入れております。10 節過疎地域持続的発展特別事業基金繰入金は、8 ページでご説明いたしましたデマンド交通実証事業の財源更生などもあり、602 万 9000 円を減額処理いたしました。

12 ページをお願いいたします。21 款 1 項 1 目繰越金は、7 ページの町税で増額収入としたため歳

入超過分 8438 万 8000 円を繰越金から減額いたしました。

14 ページをお願いいたします。23 款 1 項 1 目農林水産業債以下の過疎対策事業債につきましては、県と協議の結果減額となったもの、また、今後協議予定の分を追加しそれぞれ計上しております。

4 目教育債では、給食センター空調設備設置事業について県と協議の結果、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債での起債に変更いたしました。歳入については以上になります。

戻っていただいて 4 ページをお願いいたします。第 2 表地方債補正は、町道補修事業以下、起債の目的に記しております事業について、限度額等の補正を行っています。

戻っていただいて、1 ページから 3 ページの第 1 表、それから 5 ページ、6 ページの事項別明細書、41 ページ以降の給与費明細書は、ただいま説明した金額の積み上げですので説明を省略いたします。説明については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから質疑を行います。3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

歳出の 37 ページをお願いいたします。この中の 10 款 5 項 5 目ですね、文化財保護費の中の香田勲男展展示業務委託料が計上されていますが、これは町長にお尋ねなんですけれど、歴史民俗資料館の方に設置されるよりも、総合会館の方に設置された方が良いのではないかなと私個人的に思っているんですけれど。よろしくをお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、この香田選手の方はずっと前から話があっただけで、やはり、町の逸材でもございますので。

先ほど構議員からもお話がありましたけれど、まず資料館で展示をスポット的にして、マスコミ等もお願いをして、そこでお知らせをして、しばらくそこで展示して、常設的には総合会館の、私の考えでは福祉センターの入口にケースとかなど置いてそのまましておく。

まず、このコマーシャルをしないと、何が何だかさっぱり皆さんに知ってもらえないといけなから、町内だけじゃなくて町外ですね。ジャイアンツの香田としては、私たちから上の年配の方みんなご存知でございますので。

そういうことで集客の一部としてまずはしたいということで、資料館で展示をスポット的にやらせていただいて、あとは構議員がおっしゃるように総合会館の方に常設展示ということにしたいと思っております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

他に質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 43 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

- 日程第4 議案第44号 令和5年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)  
日程第5 議案第45号 令和5年度東彼杵町水道事業会計補正予算(第2号)  
日程第6 議案第46号 令和5年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(浪瀬真吾君)

日程第4、議案第44号令和5年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、日程第5、議案第45号令和5年度東彼杵町水道事業会計補正予算(第2号)、日程第6、議案第46号令和5年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算(第2号)、以上3議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長(岡田伊一郎君)

それでは、議案第44号令和5年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)でございますが、予算の総額に、歳入歳出それぞれ226万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4476万5000円とするものでございます。

提案の理由としまして、歳出につきましては、修繕費226万5000円。歳入は、一般会計繰入金226万5000円でございます。

次に、議案第45号令和5年度東彼杵町水道事業会計補正予算(第2号)でございます。

収益的支出に23万2000円を追加し、全体の予算が、支出におきまして2億4120万1000円でございます。

提案の理由は、積算システム変更に伴う総係費を追加するものでございます。

次に、議案第46号令和5年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算(第2号)でございます。

収益的収入に23万2000円を追加し、支出に23万2000円を追加いたしまして、全体の予算が、収入におきまして2億9271万6000円、支出が2億7531万2000円でございます。資本的収入に1590万円を追加し、支出に1590万円を追加いたしまして、全体の予算が、収入におきまして1億4667万円、支出が2億1196万円でございます。

提案の理由は、マンホールポンプ場の制御盤改修費1590万円や工事請負費1590万円などを追加するものでございます。それぞれの詳細につきましては、水道課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。水道課長。

○議長(浪瀬真吾君)

町長に代わり水道課長。

○水道課長(岡木徳人君)

それでは議案第44号農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)からご説明いたします。

議案書の6ページをお願いいたします。1款2項1目の排水費の需要費につきまして、マンホールポンプ場の異常通報装置の修繕費用として126万5000円、それから、その他の設備機器の修繕費として100万円の合計226万5000円を追加計上いたしております。

次に5ページをお願いいたします。収入になりますけれど、修繕費の追加に伴いまして一般会計からの繰入金を歳出と同額の226万5000円を計上いたしております。

戻っていただきまして、1ページ、2ページの第1表、それから3ページ、4ページの事項別明細

につきましては、先ほどご説明しましたものの積み上げになりますので説明を省略させていただきます。議案第 44 号の説明は以上になります。

次に、議案第 45 号水道事業会計補正予算（第 2 号）につきまして説明をいたします。

まずは年度の途中で積算システムを変更しなければならなくなった経過について簡単にご説明いたします。

これは公共下水道の方も同様でございますけれど、現在、長崎県下の長崎県も含めて各市町につきましては、工事の積算に積算システムを使用しておりますけれども、この積算システムが 2 種類あります。本町では建設課が公共土木用として A 社のシステムを利用しております、水道課につきましては長崎県と同じシステム、B 社が開発したシステムを使用しております。

それぞれの使用する積算システムごとに関係する市町でシステムの運営協議会も組織をしておりますけれども、今年度の 7 月に水道課が所属している運営協議会の総会が開催されまして、その中で長崎県の積算システムが次年度、令和 6 年度から B 社から A 社に変更されるということで、今後 A 社のシステムで県下統一的な運用を図っていくような方向性で動いているという報告がありましたので、それに伴いまして水道課が使っている B 社の積算システムが、B 社自体がこの積算システム事業から撤退をするというふうな情報が寄せられております。

これに伴いまして、令和 6 年度から B 社の積算システムがもう使えないということになりますので、必然的に A 社に替えなければいけなくなります。年度内の事業スケジュールとしまして、年度の下半期に入りましては令和 6 年度の予算編成とか、あるいは令和 6 年度に予定している補助金の申請業務に次年度の計画の工事積算に入ってきますので、どうしても年度後半になると積算システム、次年度の積算システムを今年度から使わないと業務に支障が出るというふうに判断をいたしまして、年度の途中からではありますけれど 10 月から A 社のシステムを入れたいということで必要な予算を追加させていただいたというふうな経過でございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明をいたします。

議案書の 16 ページをお願いいたします。水道事業会計につきましては、収益的収支の支出のみの補正になります。

下の段の表の支出につきまして、1 款 1 項 4 目総係費の中に、積算システムの変更に伴う保守料の追加としまして委託費に 9 万 6000 円、同じくシステム利用料の追加経費として使用料及び賃借料に 13 万 6000 円、合計の 23 万 2000 円を追加計上するものでございます。

参考資料としまして、財務諸表を 5 ページから 14 ページまでに添付をいたしております。議案第 46 号の説明は以上になります。

次に、議案第 46 号公共下水道事業会計の補正予算（第 2 号）について説明いたします。

16 ページからの参考資料で説明いたします。

17 ページをお願いいたします。下水道事業会計補正予算につきましては、収益的収支と資本的収支 2 つに追加の補正予算をお願いいたしております。

まず、17 ページの収益的収支につきましては、先ほどご説明いたしました積算システム変更に係る追加経費ということで、追加経費の全体を 2 分の 1 ずつをそれぞれ上水道と下水道で負担をするということで、下水道事業会計につきましても同額を計上させていただいております。

1 款 1 項 4 目の総係費につきまして、積算システム変更に伴う保守料の追加として委託費に 9 万

6000 円、同じくシステム利用料の追加として使用料及び賃借料に 13 万 6000 円、合計 23 万 2000 円を追加いたしております。

また、上段の表の収入につきましては、支出と同額の 23 万 2000 円を 1 款 2 項 3 目の他会計負担金ということで、一般会計繰入金を追加計上いたしております。

18 ページをお願いいたします。資本的収支になりますけれども、下の段の表、支出から説明いたします。

1 款 1 項 1 目建設事業費の工事請負費につきまして、管路築造に伴います仮舗装区間並びに舗装本復旧工事と、それから舗装の修繕工事を含めて 1530 万円。これはいずれも国道 34 号の車道内の復旧工事ということになります。それから、マンホールポンプの 4 か所につきまして制御盤に不具合が生じておりますので、その修繕費用として 60 万円、それらを合わせて 1590 万円を追加いたしております。

上段の表が収入になりますけれど、支出予算の追加に伴いまして 1 款 3 項 1 目の工事負担金に一般会計繰入金を 1590 万円追加計上いたしております。

財務諸表としましては、5 ページから 14 ページまでに添付をいたしております。以上で議案第 46 号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いいたします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 44 号、議案第 45 号、議案第 46 号は、産業建設文教常任委員会に付託します。

日程第 7	議案第 47 号	令和 4 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件
日程第 8	議案第 48 号	令和 4 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 9	議案第 49 号	令和 4 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 10	議案第 50 号	令和 4 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 11	議案第 51 号	令和 4 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 12	議案第 52 号	令和 4 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 13	議案第 53 号	令和 4 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 14	議案第 54 号	令和 4 年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件
日程第 15	議案第 55 号	令和 4 年度東彼杵町公共下水道事業会計決算認定の件

○議長（浪瀬真吾君）

日程第7、議案第47号令和4年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第8、議案第48号令和4年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第9、議案第49号令和4年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第10、議案第50号令和4年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第11、議案第51号令和4年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第12、議案第52号令和4年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第13、議案第53号令和4年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第14、議案第54号令和4年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件、日程第15、議案第55号令和4年度東彼杵町公共下水道事業会計決算認定の件、以上9議案を一括議題とします。会計別に説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは決算認定の件、議案第47号から議案第55号につきましてご説明をいたします。

議案第47号から議案第55号まで、地方自治法第233条第3項及び第5項の規定並びに地方公営企業法第30条第4項及び第6項の規定によりまして、令和4年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算と特別会計の決算及び公営企業会計を、監査委員の意見並びに主要な成果に関する報告及び決算資料を添えて議会の認定に付するものでございます。この議案第47号から議案第53号までの詳細につきましては、会計管理者から説明させます。また、議案第54号水道事業会計と議案第55号公共下水道事業会計の詳細につきましては、水道課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。会計管理者。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり会計管理者。

○会計管理者（工藤政昭君）

議案第47号から議案第53号までの7議案について、町長に代わりご説明いたします。

説明にあたりましては、先に提出しておりますA4サイズ1枚の表、令和4年度東彼杵町会計別決算の状況、各会計別の主要な施策の成果に関する報告書及び監査委員から提出されております令和4年度東彼杵町一般会計、特別会計歳入歳出決算審査意見書によりご説明いたします。

はじめにA4サイズ横1枚の表、令和4年度東彼杵町会計別決算の状況をご覧ください。

7つの会計ごとに数値が2段書きになっています。上段が令和4年度の決算額で下段は前年度の決算額です。なお、単位未満四捨五入の関係で、主要な施策の成果に関する報告書の数字と一致しない場合がありますので、ご了承ください。

まず一般会計では、歳入総額65億9761万6000円、歳出総額62億9609万6000円で差引き残3億152万円、翌年度への繰越財源8808万7000円を差し引いた実質収支は、対前年度比62.8%増の2億1343万3000円となりました。

更に、この額から前年度の実質収支1億3113万6000円を引いた単年度収支は、8229万7000円の黒字で、これに財政調整基金の積立金72万4000円を加えた実質単年度収支も8302万1000円の黒字となりました。

次に国民健康保険事業特別会計ですが、歳入10億8315万3000円、歳出10億5031万3000円、

差引き残の実質収支は 3284 万円です。この実質収支から前年度の実質収支 1939 万 1000 円を差し引いた単年度収支は、1344 万 9000 円の黒字となりました。基金への利子相当額 2 万 3000 円を加えた実質単年度収支も 1347 万 2000 円の黒字となりました。

次に介護保険事業特別会計ですが、歳入 8 億 5455 万 7000 円、歳出 8 億 1391 万 9000 円、差引き残の実質収支は 4063 万 8000 円です。この実質収支から前年度の実質収支 1645 万 2000 円を差し引いた単年度収支は、2418 万 6000 円の黒字となりました。基金の利子相当額 2 万円を加えた実質単年度収支も 2420 万 6000 円の黒字となりました。

次に公共用地等取得造成事業特別会計ですが、令和 4 年度も財産売却収入等の実績はなく、歳入から歳出、差引き残の実質収支は 30 万 8000 円となりました。基金の利子相当額 3000 円の積立により、実質単年度収支は 3000 円の黒字となりました。

次に農業集落排水事業特別会計は、歳入 3993 万 7000 円、歳出 3670 万 7000 円、差引き残 323 万円、翌年度への繰越財源 11 万円を差し引いた実質収支は 312 万円です。この額から前年度の実質収支 174 万 6000 円を引いた単年度収支、実質単年度収支とも 137 万 4000 円の黒字です。

次に漁業集落排水事業特別会計は、歳入 884 万円、歳出 712 万 7000 円、差引き残 171 万 3000 円、翌年度への繰越財源 11 万円を差し引いた実質収支は 160 万 3000 円です。この額から前年度の実質収支 95 万 5000 円を引いた単年度収支、実質単年度収支とも 64 万 8000 円の黒字です。

最後の後期高齢者医療特別会計は、歳入 1 億 2458 万 6000 円、歳出 1 億 2274 万 1000 円で、差引き残の実質収支は 184 万 5000 円です。前年度の実質収支 164 万 8000 円を差し引いた単年度収支、実質単年度収支とも 19 万 7000 円の黒字です。

以上、一般会計並びに 6 特別会計を合わせました全会計の合計は、歳入 87 億 900 万円に対し、歳出 83 億 2690 万 6000 円となり、差引き残の形式収支は対前年度比 11.8%増、3 億 8209 万 4000 円となりました。

なお、実質収支は 71.2%増の 2 億 9378 万 7000 円。単年度収支は 1 億 2215 万 1000 円、実質単年度収支は 1 億 2292 万 1000 円の黒字となりました。

続きまして、各会計の主な内容について説明いたします。まず、一般会計ですが、主要な施策の成果に関する報告書で説明します。

157 ページをお願いします。歳入ですが、第 18 表、科目別決算推移状況をご覧ください。いちばん右側の列が令和 4 年度です。構成比の大きいものが、町税の 8 億 589 万 1000 円、12.2%、地方交付税が 22 億 9590 万 4000 円、34.8%、寄附金が 3 億 3910 万 3000 円、5.1%、国庫支出金が 9 億 8314 万円、14.9%、県支出金が 5 億 6598 万 6000 円、8.6%となっております。

140 ページをお願いします。第 5 表ですが歳入総額、国庫支出金や財産収入、諸収入の減により全体として、対前年度比 1 億 6334 万 8000 円、2.4%の減となっております。

156 ページをお願いします。第 17 表に税の決算推移状況を記載しております。いちばん右側が令和 4 年度です。

1 の町民税は、対前年度比 2862 万 4000 円、10.1%の増となっております。個人均等割は減ですが、所得割、法人均等割はいずれも増で合計 854 万円の増となりました。法人税割は対前年度比 2008 万 4000 円、78.1%の増となっております。

2 の固定資産税については、土地が減、家屋・償却資産が増で、全体では対前年度比 1586 万円、

4.0%の増となりました。

戻りまして、141 ページをお願いします。自主財源と依存財源につきましては、第 1 図の円グラフで記載しています。

自主財源は、町税、繰入金、繰越金等で 28.9%、依存財源が、地方交付税、国・県支出金、町債等の 71.1%となっています。自主財源は、前年度より 3 億 6262 万 2000 円の減で、構成割合は 4.7 ポイント低くなりました。

143 ページをお願いします。地方交付税の推移を第 6 表で示していますが、対前年度比 538 万 2000 円、0.2%の増となりました。

算定経費の増減額の主なものは、消防費の増 1571 万 1000 円、社会福祉費の増 714 万 7000 円や包括算定経費の減 2239 万 3000 円となっております。

同じく 143 ページですが、(9) 国庫支出金ですが、9 億 8314 万円で、対前年度比 6303 万 2000 円、6.0%の減となりました。臨時特別給付金事業補助金の皆減などによるものです。

次に、144 ページをお願いします。(11) 県支出金ですが、5 億 6598 万 6000 円で、対前年度比 5385 万 3000 円、10.5%の増となりました。農地等災害復旧事業費補助金 3993 万 3000 円、農業資材価格高騰対策緊急支援事業補助金 3561 万 5000 円の皆増などによるものです。

同じページの(13) 寄附金ですが、3 億 3910 万 3000 円で、対前年度比 463 万 9000 円、1.4%の増となりました。主にふるさとまちづくり応援寄附金の増によるものです。

同じページの(17) 町債ですが、5 億 5254 万 9000 円で、対前年度比 2 億 1185 万円、62.2%の増となりました。主な要因は、中学校大規模改修事業 1 億 580 万円の増、レクリエーション施設設置事業 4299 万円、若年層遠距離通勤応援金事業 3240 万円の皆増などによるものです。

のちほどご確認をお願いしたいと思いますが、国庫・県支出金の充当内訳については、扶助費が 148 ページの第 11 表へ、また普通建設事業への内訳が 165 ページ、166 ページの第 23 表に記載しております。

次に歳出にまいります。158 ページの第 19 表をご覧ください。第 19 表性質別決算推移状況をご覧ください。

区分の 1、人件費から 6、公債費までのいちばん右の列の小計が 43 億 2877 万 6000 円で、歳出構成比は 68.8%です。前年度からしますと、主に物件費と補助費等が増となったことから、1 から 6 の小計は、8770 万 1000 円、2.1%の増となりました。

それから投資的経費としまして、7、普通建設事業費、8、災害復旧事業費合せて 10 億 4656 万円で、歳出構成比 16.6%です。7 と 8 の小計は、6528 万 8000 円、5.9%の減となりました。

積立金につきましては、ページを戻っていただいて 154 ページをお願いします。

154 ページの第 15 表、積立金の状況に記載をしております。ふるさと創生事業基金、下水道事業基金、教育文化施設整備基金、大野原演習場周辺整備基金、庁舎整備基金には、一定の積立を行いながらも、取り崩し額も多額となっております。基金全体の残高は 21 億 6661 万 2000 円となり、前年度から 1 億 6410 万 1000 円の増となりました。

のちほどご確認をお願いしたいと思いますが、158 ページに、第 19 表の 10、投資及び出資金・貸付金、11、繰出金について内容を記載しています。

主要な施策の成果に関する報告書の 140 ページ以降に決算の状況については詳細に記載してい

ますので、のちほどご参照ください。

次に、財政構造につきましてですが、決算審査意見書をお願いします。

決算審査意見書の5ページをお願いします。5ページ以降に詳しく記載をされていますが、5ページの第4表ですが、実質収支比率は目安の3%から5%に対し6.6%、第5表中の財政構造の弾力性を判断するための経常収支比率は75%未満の目安に対し88.9%で硬直化傾向にあります。収入に対する借金の比率であります実質公債費比率は8.8%で、基準値以下であり一般的な警戒ラインの15%を下回っております。

次に、国民健康保険事業特別会計を説明します。主要な施策の成果に関する報告書をお願いします。

歳入・歳出決算状況については、報告書の3ページから6ページに記載をしております。

まず4ページですけれど、歳入では、国保財政の根幹であります国民健康保険税について4ページの第3表に記載しております。令和4年度、保険税収入額は2億300万5000円となっています。対前年度比2.7%の増となりました。

同じく4ページの(1)保険税に記載しておりますが、滞納繰越分と長期未納者の固定化等で1860万5000円の収入未済額と、99万3000円の不納欠損が生じ、収納率が91.2%となりました。昨年度は89.6%でした。

報告書の3ページをお願いします。第1表の歳入では、前年度に対して、医療給付費交付金等の県支出金が減少するなど、全体で2298万4000円、2.1%の減となりました。

下表の歳出でも、前年度に対して保険給付費が671万1000円の減となるなど、歳出全体も3643万4000円、3.4%の減となりました。

その他、国保事業の実績につきましては、7ページから記載していますので、のちほどご覧ください。

次に、介護保険事業特別会計をお願いします。報告書の4ページから12ページに決算の内容を記載しております。

報告書4ページの第1表、歳入総額中、主な歳入の割合は、介護保険料が18.9%、国庫支出金が25.8%、支払基金交付金が24.2%、県支出金が13.7%、繰入金が15.2%となっています。

歳出の内容は、9ページから12ページに記載しておりますが、9ページの(2)保険給付費の決算額が7億2255万5000円とあります。第4表中の内訳では、在宅サービスが全体の37.1%、地域密着型サービス、グループホーム等ですが、16.9%、施設サービスが36.1%を占めております。

地域支援事業費の実績は10ページから11ページの第5表に、その他事業実績につきましては、13ページ以降に記載しておりますので、のちほどご覧ください。

次に、公共用地等取得造成事業特別会計ですが、事業の実績はございません。土地開発基金利子加蓄の3000円のみ支出となっています。

次に、農業集落排水事業特別会計です。報告書の3ページをお願いします。

決算の状況を記載していますが、歳入の主なものは一般会計からの繰入金3139万8000円で、歳入総額の78.6%、料金収入は679万1000円で歳入の17.0%を構成しています。歳入全体は、対前年度比2569万2000円、39.1%の減となっております。

歳出につきましては、元利償還金が2650万8000円で歳出の72.2%を占めています。また、運営

費は 975 万 4000 円でほぼ横ばい、建設改良費は 36 万 6000 円と前年度より減となりました。歳出全体は、対前年度比 2717 万 8000 円、42.5%の減となります。4 ページ以降に実績を記載していますので、のちほどご覧ください。

次に、漁業集落排水事業特別会計をお願いします。報告書の 3 ページをお願いします。

決算の状況ですが、歳入の主なものは一般会計からの繰入金 533 万 5000 円で、歳入総額の 60.4%、料金収入は 254 万 9000 円で歳入の 28.8%を構成しています。歳入全体は、対前年度比 401 万 3000 円、31.2%の減となっております。

歳出につきましては、元利償還金が 340 万 6000 円で歳出の 47.8%を占めております。また、運営費は 370 万 3000 円、建設改良費は 0 円となりました。歳出全体は、対前年度比 477 万 3000 円、40.1%の減となります。実績につきましては、4 ページ以降に記載をしております、のちほどご確認ください。

最後になりますが、後期高齢者医療特別会計をお願いします。報告書の 3 ページをお願いします。

歳入の決算状況は、3 ページの第 2 表のとおりです。被保険者から徴収しました保険料 7570 万 6000 円と、一般会計からの繰入金 4106 万 9000 円が歳入の主なものです。歳入総額は、対前年度比 862 万 5000 円、7.4%の増となっております。

第 3 表、歳出につきましては、長崎県後期高齢者医療広域連合への納付金が 1 億 1358 万 6000 円で、歳出の大部分を占める 92.5%の構成割合です。なお、歳出総額は、対前年度比 842 万 9000 円、7.4%の増となっております。事業実績につきましては、6 ページ以降に記載していますので、のちほどご確認ください。

以上が決算概要のおおまかな説明でしたが、決算審査意見書の総括意見の中で、監査委員よりご指摘を頂いておりますことは真摯に受け止め、さらに事務処理の適正な執行に努めて行かなければならないと考えております。

以上、一般会計並びに各特別会計の決算概要についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、然るべきご決定を賜われますようよろしく申し上げます。

○議長（浪瀬真吾君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 44 分）

再 開（午前 10 時 54 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

議案第 54 号令和 4 年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件につきまして決算資料をもとにご説明いたします。

決算書及び附属書類の 1、2 ページをお願いいたします。表示している金額は税込の表示となります。

収益的収支の収入につきまして収入総額が2億5103万6495円となっております。

内訳としましては料金収入等の営業収益が1億1474万4422円、一般会計からの繰入金、長期前受金、戻入等の営業外収益が1億3629万2073円となっております。

下の表の支出につきまして総額が2億3909万1186円。

内訳としましては、施設の維持管理費、人件費及び減価償却費等の営業費用として2億2064万3968円、企業債の利息償還金等の営業外費用が1844万7218円となっております。

3ページと4ページをお願いいたします。資本的収支になります。

収入合計が2億705万4427円。内訳としましては、企業債が1億4960万7000円、工事負担金が2041万6200円となっております。

また補助金につきましては、川内地区の代替水源整備事業に係るもので、実施設計費の補助金として520万円を受け入れております。

下の段が支出になりますけれども、支出総額が2億41万4455円。内訳としては、老朽施設の更新事業、それから先ほど申し上げました川内地区の代替水源整備事業の実実施設計費などを含めた建設改良費として1億6286万6675円。企業債償還金並びに財政調整基金の積み立て3754万7780円となっております。

内訳の詳細につきましては、25ページ以降の明細書に記載しておりますけれども、明細書につきましては税抜きで金額で記載しておりますので決算書の金額とは異なっております。

5ページ、6ページが損益計算書になります。表示は税抜きの金額となっております。

営業収益につきましては、料金収入の給水収益と加入金や各種手数料の収入、その他収益を合わせて1億433万1785円となっております。

営業費用につきましては、水源ポンプ場や配水池、浄水場に係る経費の元水及び浄水費が3677万3938円。管路等の維持管理の経費であります配水及び給水費が2659万5223円。

人件費及び事務経費等の総係費が4265万5540円。減価償却費等が1億697万8003円、合わせて総額2億1383万5692円となっております。

営業利益につきましては、1億950万3907円の損失となっております。

営業外収益は総額が1億3502万7439円で他会計負担金と長期前受金戻入が主なものになります。

営業外の費用につきましては、支払い利息と雑支出で総額1834万4511円。これらを差し引かまして経常利益として717万9021円となっております。

7ページと8ページが貸借対照表になります。7ページの方に資産を記載しております。固定資産が25億9838万9997円、流動資産が4億5883万8018円、資産の合計が30億5722万8015円となっております。

8ページが負債と資本を記載しております。まず、負債の方ですけれども、固定負債と流動負債を合わせまして1億1108万4124円、繰り延べ収益の12億6996万7195円と合わせて、負債の合計が24億4515万3106円となっております。

下の段が資本になりますけれども、資本金が3億808万8533円、余剰金が3億398万6376円、資本の合計が6億1207万4909円となり、負債と資本の総額は資産と同額の30億5722万8015円となっております。

9 ページ、10 ページに余剰金の計算書、11 ページにその余剰金の処分計画書を記載しております。

11 ページの処分計画につきましては、条例の規定に基づきまして減債積立金並びに建設改良積立金のそれぞれに余剰金の 20 分の 1 を積み立てまして、残りを利益積立金 20 分の 18 になりますけれども、積み立てを行う計画にいたしております。

12 ページから令和 4 年度の事業報告になります。事業関係につきましては、継続的に取り組んでおります老朽施設管路の更新工事として、7 か所の更新事業を行っております。総延長が 3,185 m の管路の布設替え工事を実施しております。

この他、水源が枯渇し給水が困難となっている川内地区の代替施設の事業の一環としまして、施設整備の実施設計を実施いたしております。

現在は、その実施設計に基づきまして管路の布設工事と配水池兼ポンプ場の設置工事の 2 つについて発注済みでありまして、現在工事に着手をいたしております。

それから、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、これも継続的な取り組みとなりますけれども生活支援の一環として全契約者を対象に令和 4 年 7 月から令和 5 年 2 月までの八月分の使用分、請求月につきましては令和 4 年 8 月から令和 5 年 3 月になりますけれども、この期間の分の基本料金の減免措置を行っております。

業務内容や工事概要等の詳細については 13 ページから 16 ページに記載しております。

17 ページ、18 ページがキャッシュ・フロー計算書になります。貸借対照表の現金預金の内訳を表示するものでありまして、令和 4 年度につきましては、期首残高よりも期末残高の方が 1 億 8348 万 9365 円増加となっております。

最後に監査委員からの決算審査意見につきましては、老朽化が進む施設について計画的な施設の更新を実施し、漏水対策の強化と併せて有収率の向上に取り組むこと。また、それら施設の更新にあたっては、人口減少を踏まえた適正な施設規模の検討を求める意見をいただいております。

このご意見を踏まえまして、今後将来的な水需要や更新事業、ランニングコスト等を中長期的に捉えながら、収入及び支出のギャップをどのように補っていくか検討を進めてまいりたいと思っております。議案第 54 号の説明は以上になります。

議案第 55 号令和 4 年度東彼杵町公共下水道事業会計決算認定の件につきましては、資料を基にご説明いたします。

公共下水道事業決算書及び付属書類の 1、2 ページをお願いいたします。表示している金額は税込の表示となります。収益的収支の上の段の収入につきましては、収入総額が 2 億 7139 万 7549 円。

内訳としましては、+料金収入等の営業収益が 4813 万 6873 円。一般会計からの繰入金と長期前受金戻入等の営業外収益が 2 億 2326 万 676 円となっております。

下の表の支出につきましては総額が 2 億 6387 万 3472 円。内訳としましては、処理場や管渠等の維持管理費、人件費及び減価償却費等の営業費用が 2 億 1299 万 2181 円。企業債利息償還等の営業外費用が 5088 万 1291 円となっております。

3 ページ、4 ページが資本的収支になります。

上の表の収入につきましては総額が 1 億 1445 万 7744 円。内訳としまして、企業債が 3355 万 8000 円、補助金が 2735 万 8000 円、負担金が 5354 万 1744 円となっております。

なお、補助金につきましては、管路築造後の仮舗装区間の舗装本復旧工事に係る補助金を受け入れております。

支出につきましては、総額が1億7886万3950円。内訳としまして、施設管理委託料や工事請負費等の建設改良費に7829万2244円、企業債の償還金が1億57万1706円となっております。

内訳の詳細につきましては、27ページ以降の明細書に記載しておりますけれども、表示している金額が税抜きとなりますので決算報告書の内容とは異なっております。

5ページ、6ページに損益計算書をつけております。こちらも金額は税抜きとなっております。

営業収益としまして、下水道使用料や各種手数料の収入を合わせて4359万522円。営業費用としてはマンホールポンプ場の維持管理費用として413万7165円、汚水処理場の維持管理費として3578万9641円。それから、人件費及び事務経費からなります総係費が3008万7807円となっております。減価償却費が1億3875万3790円、営業費用の総額が2億876万8403円となり、営業利益については1億6499万581円の損失となっております。

営業外の収益につきましては、他会計からの負担金、長期前受金の戻入、その他合わせて総額2億2326万1103円。

営業外費用につきましては、支払い利息と雑支出を合わせまして4400万9691円となります。経常利益につきましては、差し引き1426万831円の経常利益となっております。

7ページ、8ページが貸借対照表になります。

7ページの資産につきましては、固定資産と流動資産を合わせて資産の合計が47億2296万3844円となっております。

8ページが負債と資本を記載しております。

負債につきましては、固定負債、流動負債、繰延収益を合わせて44億870万603円。

資本につきましては、資本金と剰余金を合わせて3億1426万3241円。負債資本の合計が資産と同じく47億2296万3844円となっております。

9ページ、10ページに剰余金の計算書、11ページに剰余金の処分計画書を記載しております。

剰余金の処分につきましては、水道事業と同じく条例の規定に基づきまして減債積立金並びに建設改良積立金にそれぞれ20分の1、残りの20分の18を利益積立金に積み立てる計画といたしております。

12ページから令和4年度の事業報告を記載しております。

主な工事としましては、管路築造区間の仮舗装の本復旧工事を実施をいたしております。

また、施設及び設備の更新に係るストックマネジメント計画に基づきまして令和4年度汚水処理場及びマンホールポンプ場の電気設備の更新に係る実施設計を行っております。

現在、その実施設計に基づきまして汚水処理場、マンホールポンプ場それぞれ更新工事に既に着手をいたしております。

処理場につきましては、事業量がかなり多くなっておりますので、令和6年度までの工事期間を設定いたしております。

マンホールポンプ場につきましては、今年度末竣工の予定で工事を進めております。それらの概要につきましては、13ページから16ページに記載をいたしております。

17ページと18ページにキャッシュ・フロー計算書を記載しております。

貸借対照表の現金預金の内訳を表示するものでありますけれど、期首残高より期末残高が 4576 万 119 円増加となっております。

次に、監査委員からの決算審査意見書につきまして、将来的な人口減少に伴う収益の減少、施設更新費用の増大、人材不足など経営環境の悪化が懸念される状況下で、下水道事業の広域連携は必要な検討課題となっている。また、経済性や効率性について十分に試算等を行い、それら広域連携については慎重に判断をしてもらいたい。それと併せて収納対策と接続率の向上に係る取り組みを強化し事業の堅実な運営に努めるようご意見を頂いております。

これらのご意見を踏まえまして施設更新につきましては、令和 2 年度に策定をいたしておりますストックマネジメント計画を柱としまして、国庫補助金の活用を図りながら計画的に更新を進めてまいりたいと思っております。

また、維持管理面につきましても電気や機械設備等が集中します汚水処理場につきまして、管理の受託業者とも協働しながら予防保全的な点検整備を徹底することで、施設設備の延命化を図りながら経費の削減を同時に図っていきたいというふうに考えております。以上で議案第 55 号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

ここで、木田代表監査委員出席のため、暫時休憩します。

暫時休憩（午前 11 時 14 分）

再開（午前 11 時 15 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。

はじめに、議案第 47 号の質疑を行います。

○議長（浪瀬真吾君）

質疑はありませんか。3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

これは町長に聞きたいと思っております。

主要な施策の成果報告書の中で 154 ページなんですけれど、ここの中で地域福祉基金ですね、が 1 億 3571 万 8000 円積み立てがなっていますが、この基金を使って、例えばこの庁舎を新しくしますよね、一応福祉関係の団体からですよ、老人会とか、それから障害者とか民生委員会とか、そういう人たちの会議室が総合会館の方でされていると思うんですけど、とにかく会議室がないとかですね、用具とか置ける場所がないものですから、もしよければですよ、これがもし庁舎の方に使える基金になるのかどうかは私わかりませんが、その点を考慮していただければと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

庁舎の件は、構議員も今回加われましたけれど、今後、やはり町民の皆さんの意見とか、そして、そういう団体とかですね、議員さん、当然でございますけれど、その意見を聞きながらやはり進めなくちゃいけない。確かに私もそう思っておりますので、何かたたき台がなければちょっと厳しいもんですから、今後、また場所とか選定した後に、皆さんにこう聞くような形を私は約束しております。

それで、今おっしゃった福祉基金の方はですね、ちょっと学童の方にも少し投入をさせていただこうかなと思っております。ちょっと今、移転計画等もございましてですね。よろしくお願ひします。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで議案第 47 号の質疑を終わります。

○——△——

——△——△——

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

これも町長にお伺いしなければいけないんですけど、実は質問する前に、令和 4 年 3 月に策定された東彼杵町公共施設総合管理計画書がございますね。それから今回監査委員の審査意見書も踏まえて 2 件ちょっと質問させていただきます。

決算書の厚い方、191 ページを開けてみてください。町長に対します。

191 ページ、8 款 2 項 2 目の 14 節工事請負費に対する質問でございます。その中の備考の欄に、舗装補修工事、これが 1300 万円ちょっと計上されていますね。それから、その下に応急工事も 1300 万円、この件についての質問でございます。

町の公共施設総合計画、先ほど言いました令和 4 年 3 月によると道路の維持補修に年間 4 億円が必要と試算されております。2017 年から 2056 年までの平均した金額で、毎年掛かる費用が約 4 億円です。

令和 4 年度の予算、先ほど申し上げましたように令和 3 年度予算からするとですね、令和 3 年度の予算が約 2100 万円でした。今回 2700 万円、決算書、600 万円ぐらい若干増えております。しかしながらですね、町の施設総合管理計画約 4 億円からすると、はなはだかけ離れている。

監査委員の所見の中にもこれは町道だけじゃなくて水道管、下水道諸々も、それまで合わせますとですね、全てもう大変な金額なんですけれども。

それで一例を挙げると、これたくさん町道の整備、荒廃している所が多々あります。昨日の同僚議員の質問の中にもありました。

例えば、坂本から中尾地区、要するに釜の内道路、町道。あそこはあまりにも路面が荒れております。そして、あその道というのは、中尾地区、太ノ原、太ノ浦、ああいった方々が主としてこの嬉野方面に買い物に行く生活道路になっています。道の幅も狭い、離合する場所もない所が多々。

非常に安全性に問題がある所と私は認識をしているんですね。

で、ですね、この町道に関しては、過疎債を活用することもできます。インフラ整備やこれは下水道とか水道管とか過疎債を活用できるとなっているんですね。

今回、なぜ私は町長に言っているかという、極めて町の財政は厳しい財政ですよ。もうあっちこっち使わなきゃいかんという所もあります。

しかしながら、4億円までとはいかないまでも、今の来年度予算、6年度予算にはですね、是非この町道整備にかかる予算を今の2倍、あるいは3倍と、そういうふうを増やしていただけないのかどうか。その辺のところの町長の見解をまず聞かせてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに大石議員から一般質問を受けておまして、前回ですね。なかなか、この道路だけにこれだけの距離を持っておりますので、投入できるかなかなか難しいですが、今、地区から上がってきたら全体的に網羅してしているんですが、なかなかできない。

それでやはり緊急な所をしなくちゃいけない、危険な所をしなくちゃいけないということで、予算がちょっと迫られてきまして、例えば、今監査委員からの意見もありましたけれど、過疎と言いながら借金でございまして、全体的な債務が広がることも当然でございまして、その辺を含めながら、やはり、おっしゃるとおり道路が遅れています。遅れていますというか、延長が長いものですからですね。福岡往復ぐらいでございます。

だから、少しでもやはり進めるためには、元々の計画が、昨日も言いましたように、地元の要請からも10億以上積み上げを残している。その辺はすぐにはできませんが、やはりおっしゃるように道路の離合場所とか舗装、それには予算を来年度、6年度にはなんとか確保して、4億円まではいけませんけれど、みんな福祉とか含めながら調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

是非、来年度予算には、今町長の答弁にありましたように、是非ご検討いただきたいと思っております。

次はですね、庁舎整備基金、決算書の93ページをお願いします。

93ページの2款1項5目、これは24節積立金でございます。その中に庁舎整備基金積立、先ほど会計管理者からも説明ありましたように、令和4年度は1億5000万円、最近岡田町長になられてから庁舎整備ということ視野に置いて急速に積み上げられています。現在では約4億4000万円、先ほど報告ありました。しかしながら、基金を積み立てていくということは非常に大切なことと私は思って高く評価しております。

議会も11名から8名に変わりました。庁舎建設とした、議会で、前の議会で約10億円の前提条件、変わりましたよね。現時点では約20億円程度掛かるという町当局の説明であります。

で、ですね、今度、議会として来月埼玉県のある町、木造新築のされた所、今年度からですかね、

そこに視察に参ります。議会としてもなるべく新庁舎、コストダウンするように、視察を研究して  
いっているところであるんですけど、町の、これも町の総合管理計画によると、先ほど申しまし  
たように、インフラ整備に40年間でこの庁舎以外、344億円必要と見積もられているんですよ。も  
う途方もない予算だと私も思っています。年平均すると8億6000万円、この中に新庁舎建設、新  
庁舎建設は含まれてないんですよ。整備費用は含まれていますけれど、庁舎建設費用としては含  
まれていません。

で、ですね、これから議会ももう1回、今度10月の木造の庁舎の視察を兼ねて説明を受けてそ  
ういうことを研究していかなきゃいけないんですけど、この総合管理計画にうたわれているよう  
に、造るとしても周辺の公共施設の複合化、要するに利用できる場所は利用していく。今、総合  
会館とか歴史民俗資料館等がございますよね。そういうところをして、新庁舎を造りにしてもコン  
パクトに造る。こういうことを追求していくべきではないのかなと私は思っているんです。やはり、  
後世の人たちになるべく借金を、努めて多く残さないとするのが私たちに課せられた使命かなと思  
っているんです。

今、先ほど町長は、いみじくも言われました、庁舎建設で町民の声を聞くことを機会を設けてい  
ただく、(質問した時に聞く)と言っておられましたから、是非ですね、問題に絞って、庁舎建設問  
題、新庁舎建設問題絞ってですよ、町民の声を是非聞いていただきたいな、このことについて町長  
の見解をもう一度お願いします。

○議長(浪瀬真吾君)

町長。

○町長(岡田伊一郎君)

大石議員にお答えいたします。

この総合管理計画は、本当に300億以上もありますけど、私の考えでは、維持補修費も莫大に上  
がりますもんですから、さっき議員がおっしゃったように、一緒に統一できるものは統一するよう  
な形で進めさせていただきながら、木造も私も視野に入れております、町有林を使えるか、どうい  
う感じかですね。

それも含めながら、今後、その仕事、働き方改革でそういうDXもありますけれど、フリーアド  
レスでどここの場所でも仕事ができるような感じで、今、計画、私は思っておりますもんですから、  
もっとコンパクトにできるのかなと、20億円とか何とか言わなくて、資材費も相当高騰してしま  
うので、できれば、もう少しそういう町民の皆さんとか議員さんに説明させていただいて、ひとつ  
で、皆さん、職員の数もそうですけれど、今後は財政的に見て、たぶん職員数をもっと減少せざる  
を得ないとか、議員の数も減りましたけれど、職員数もそう思っておりますので。そういう形で。  
もっと、本当に大局的な考え方で進めなければちょっと1回しかできません、大きなお金を投入す  
るもんですから。慎重に対応させていただきたいと思っております。

大石議員おっしゃったように、この場所、それから大きさ、それからどういう構造になるか、今  
度、たぶん視察に行かれる所も。私も大分県の津久見市とかですね、屋久島は当然屋久杉で使われ  
ているんですけど。そういうところもいろいろ情報を聞いておりますので、できれば県庁も木造  
少し使っておりますからですね、そういう形で、なるべくそういう時代に応じた造り方でいき  
たいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

それでは、議案第 47 号に対する質疑がないようですので、これで議案第 47 号の質疑を終わります。

次に、議案第 48 号から議案第 53 号までの質疑を一括して行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで議案第 48 号から議案第 53 号の質疑を終わります。

次に、議案第 54 号と議案第 55 号の質疑を行います。3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

これも町長にお尋ねします。

今、水道料金がコロナ禍で減免されて住民にとってはありがたいことだと思っておりますが、今後の見解はどのようになるか、考えておられるでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

町民の方からは非常に良かったということであります。今、経済的に非常に厳しい状況であれば、少しでも私はそういうその生活、そして教育にちょっと重点を置かせていただきたいと思いますので、今後の推移を見ながらですね、一般会計から投入をしなければ、公会計は厳しい状況でございますけれども。

ただ一点、監査委員からの意見ですね。料金値上げ、下水道も含めて将来的な検討をせよという意見も出ておりますので、その辺を勘案しながら、どういう形になるかですね、検討させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで議案第 54 号と議案第 55 号までの質疑を終わります。

お諮りします。本案については、議長と議選の監査委員である吉永議員を除く 6 人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、その委員会に付託して審査をすることにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、本案については、議長と吉永議員を除く 6 人の委員で構成す

る決算審査特別委員会を設置し、その委員会に付託して審査をすることに決定しました。

ここで、決算審査特別委員会の名簿配布及び木田代表監査委員退席のため暫時休憩します。

**暫時休憩（午前 11 時 33 分）**

**再 開（午前 11 時 34 分）**

**○議長（浪瀬真吾君）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定によって、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浪瀬真吾君）**

異議なしと認めます。したがって決算審査特別委員会の委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

この後休憩をいたしますので、委員会条例第 8 条第 2 項の規定によって委員会を開いていただき、委員長、副委員長の互選をしていただきます。

暫時休憩します。

**暫時休憩（午前 11 時 35 分）**

**再 開（午前 11 時 41 分）**

**○議長（浪瀬真吾君）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま委員長、副委員長が選任されましたので発表いたします。

決算審査特別委員会の委員長に構浩光君、副委員長は大安義和君に決定をしました。

よって議案第 47 号から議案第 55 号は、決算審査特別委員会に付託します。

**日程第 16 議案第 56 号 駄地団地造成工事請負契約について**

**○議長（浪瀬真吾君）**

次に、日程第 16、議案第 56 号駄地団地造成工事請負契約についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（岡田伊一郎君）**

それでは、議案第 56 号駄地団地造成工事請負契約について。

次のとおり請負契約を締結することについて議決を求める。

1、契約の理由 駄地団地造成工事。2、契約の方法 指名競争入札による契約。3、契約の金額

5819万5500円。4、契約の相手方 住所 長崎県東彼杵郡東彼杵町里郷1885番地、会社名 株式会社中野組、代表取締役 中野広信。令和5年9月7日提出。

提案の理由でございます。駄地団地造成工事の請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、建設課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

**○議長（浪瀬真吾君）**

町長に代わり建設課長。

**○建設課長（森英三朗君）**

町長に代わりまして説明をいたします。

本工事は、東彼杵町平似田郷727番地、旧千綿中学校テニスコートに駄地団地の建て替えのために造成工事を行うものでございます。

添付しています資料の方をご覧ください。造成工事の計画平面図でございます。

紫色で図示している部分につきまして住宅の建設をすることとなります。黄色で着色をしています部分につきましては、切土を行う部分で、図面右上の方に断面図を付けておりますけれど、駐車場用地等のスペースを確保するために、8,200㎡の切土を行います。切土後法面につきましては、宅地高から1.5m程度までをモルタル吹き付けをいたしまして、吹き付けより上部につきましては、種子吹き付けにて法面保護を行う予定としております。

続きまして、ちょっと見えにくいんですけど、水色のラインで表示しておりますのが宅内排水300型を181mと、法面、黄色の部分の法面の中段に計画しております農業用排水路の付け替えで450型を79m設置を予定しております。

図面左下部分には公園となります敷地面積の3%以上の公園設置義務が開発許可の条件としてありますもので、ブロック積みで180㎡をし造成工事を行う予定としております。

公園には、あずまやと椅子を設置予定です。

契約の相手方の株式会社中野組様でございますけれども、県、また他の市町村等ですね、多種多様な工事を長年にわたり受注をされておりました技術的に何も問題はないと考えられます。以上でこの工事の説明を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

**○議長（浪瀬真吾君）**

これから質疑を行います。6番議員、大石俊郎君。

**○6番（大石俊郎君）**

ちょっと4点ほどちょっとまとめて質問させてください。

まず1つはですね、団地工事請負契約の入札に参加された業者の数、まずこれ1つ、いいですか。

2つ目、この工事含めて、建物まで含めて完成予定時期、入居、入居できるような見込み、大体どの程度、いつごろ入居できるようになるのか。

3つ目、この建物は平屋なのか、2階建てなのか、どちらか。

それからですね、最後に4つ目、今度は、入居ができる世帯数と駐車場の数、何両入れるのか。

というのは、入居者が例えば8戸で8両では、来た数の、やはり先ほどの、昨日の同僚議員の質問にあったように、もう最近、2両とか持って共稼ぎが多いですね。その辺をちょっと確認した

いために質問させていただきたい。4件です。いいでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

1番目の入札参加者の業者数が10社でございます。

それであと2番3番4番は建設課長に説明をさせます。建設課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

完成の見込みでございますけれど、一応来年度予算を建築の方取らせていただく予定で、令和6年度完成を見込んでおります。6年度末ですね。末見込みです。

続きまして、階層になるんですけれど、今の段階では2階建て及び一部3階建てを予定をしているところでございます。

続きまして、世帯数になりますけれど、24戸を予定しております。

続きまして、駐車場は、今の計画では43台、約戸数に掛け1.5ぐらいで考えているところでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

1番の入札に参加した業者10社ということなんですけれど、辞退された業者はあったんでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

2社辞退されております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

2番議員、児玉隆行君。

○2番（児玉隆行君）

先ほどの大石議員の質問の中で駐車台数が43台ということで、ここの出入口は1か所かと思うんですけれど、前面の道路については、特に朝、交通量が多いというのと、子どもの通学路になっています。今でもなかなか狭くて危険な箇所があるんですけれども、43台の車が、何台朝から出るか、当然今の台数が増えるということになるんですけれども、道路を拡幅若しくは安全対策を考えておられるのかお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

先ほど添付しております図面の方をちょっと見ていただければと思います。

黄色の部分の平面図の左側の方が千綿中学校線ということになっておりますけれど、まだ着色はしていませんが、歩道を設置する工事を発注を見込んでおります。

なので、歩道を使って小学生は通学をしていただくというところで考えております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

2 番議員、児玉隆行君。

○2 番（児玉隆行君）

隣接する部分の拡幅のみでは当然下の広い道路、学校、小学校を超えた反対の広い道路まで検討していただかないと危ないのかなと思いますので、ここをお願いしたいというのと、あと、今仮契約を結んでおられるかと思うんですよね。実際この工事の着手、これだけの工事をするのであれば、当然、工事車両も大量に出入りをするし、残土を持ち出すということで、この道路通るんですよね。

さっき申したとおり小学校の通学路、あと、前の保育園・幼稚園ございますので、その、工事の来る車両の出入りの規制を、朝の部分とかですね、特に。朝は集団登校されていますけれど、午後も集団ではないですけど、登下校ありますので、安全対策をどうされるのかと。工期と工事中の安全対策と、この2点をお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

工事業者が中野組と決まりましたので、中野組と今後本契約を結んで実施工程を組ませただいて、その後、関係の学校、保育園等にはご挨拶と説明に上がろうかと思っております。

建築造成工事につきましては、仮の仮設材を町道側に設置をいたしますので、その後、安全対策をとろうと思っております。出入口部分には交通誘導員を設置を予定をしております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

5 番議員、尾上庄次郎君。

○5 番（尾上庄次郎君）

今度の団地では 24 戸を建てるという計画を持っておられるんですけど、今、現在おられる所のですね、どうせ引越しをしなければいけないでしょうけれど、そこの人たちは、大体もう全部新しい所に転居するというような形になっているか。今何名ぐらい、何と言うんですかね、転居される予定なのかですね。それで、また新しく 24 戸といったら今の現状の中、みんななんじゃないかなと思うんですけど、その辺りをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この計画をする時にですね、やはり古い建物の方に、住居を住まれている方に一応アンケートとか、引っ越しをされますか、どうされますかと取っておきまして、そして、ここに新しいのを造るというのは、向こうをまたなんとか違う使い方をしなくちゃいけなくて、補修ばかりお金が掛かっていたものですから。それはもう、そういう方向でこっちに持ってきたものですから、まず優先的にはそちらの方が入居はできるだろうと思うんですが、調査は建設からしておりますので、建設課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

昨年度末に、関係、今現在住んでおられる方には個別に話をしているところでしております。大半がですね、新しい所に入りたいという希望をされています。ちょっと人数までは把握できておりません。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。2番議員、児玉隆行君。

○2番（児玉隆行君）

質問の制限もあるんでしょうけれど、この今回の議案についての質問を、先ほどこの部分の工期着手から完成を、私お尋ねしたと思うんですけど、それは答えていただけてないんですけど。お願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

申し訳ございませんでした。

工期は今年度末ということになっております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

ひとつは聞き忘れたのがあったのは、駄地団地の家賃がですよ、2階建てと1階、3階建て、1階と2階と3階、家賃がそれぞれ違うのかなど。その家賃がもし1階2階3階の家賃がわかっていたら教えてください。

そして、今住んでおられる、元取り壊しする、引っ越しするの家賃が今いくらなのか。その点も併せてちょっと説明をお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

今度実施する部屋のタイプによっても違うんですけど、1LDK、2LDK、3LDK を予定しております。

家賃については、1万1000円から2万3000円、1万1000円から始まる物件と2万3000円から始まる物件という形をとらせていただこうかと思っておりますけれども、まだ確定ではありませんので、確定じゃありませんので確定後お知らせすることができるかと思っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3番議員、構浩光君。

○3番（構浩光君）

1点、この工事の中に入っているのかお尋ねします。

この場所は近くに認定こども園つばさがありますよね。それから、千綿小学校があると思います。それで、工事に際して騒音ですね、防音・騒音の計画はこの中の工事の中に入っているのでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

防音・騒音については、入っているかの確認をさせていただいて、後日回答させてもらってよろしいでしょうか。

○——△——

はい。了解しました。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 56 号は、委員会付託を省略することに決定しました。  
これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 56 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 56 号駄地団地造成工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第 17 議案第 57 号 東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（浪瀬真吾君）

次に、日程第 17、議案第 57 号東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 57 号東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

次の者を東彼杵町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

選任する者の住所氏名等は省略をさせていただきます。記載のとおりでございます。

1、選任する者の住所氏名等、住所 東彼杵町川内郷。氏名 朽原吉廣。令和 5 年 9 月 7 日提出。

提案の理由、東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、委員を選任するため、本案を提出するものでございます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 57 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 57 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 57 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 57 号東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

日程第 18 報告第 19 号 令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告  
について

○議長（浪瀬真吾君）

次に、日程第 18、報告第 19 号令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。本案について説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

報告第 19 号令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明をいたします。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項に規定する健全化判断比率及び同法第 22 条第 1 項に規定する資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類並びに監査委員の意見を添えて報告するものでございます。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。よろしくお願いいたします。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

報告第 19 号について、ご説明をさせていただきます。

令和 4 年度の決算から健全化判断比率及び資金不足比率を算定いたしました。

結果につきましては、表紙中段の表になりますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率については該当なし。実質公債費比率は 8.8%、将来負担比率については 37.1%という結果でございました。

また、下段表の資金不足比率については、該当なしとなります。

資料を添付しておりますので、それに基づき、内容についてご説明いたします。

めくっていただいて、1 ページ、総括票①健全化判断比率の状況になります。健全化判断比率は、上段の表の右側になります。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の 4 つの比率を求めております。上段の表が本町の比率で、下段の表が法律で定める基準でございます。下段の表の、早期健全化基準の数値を上回るとイエローカード、その下、財政再生基準の数値を上回るとレッドカードと言われるものでございます。比較していただくと、早期健全化基準を大きく下回った結果となっております。

それでは、健全化判断比率の一つ一つについて説明いたします。2 ページをお願いいたします。

総括表②連結実質赤字比率等の状況になります。表の左側になりますが、一般会計に公共用地等

取得造成事業特別会計を含めた一般会計等の実質赤字比率がマイナス 6.64%となっております。この表においては、マイナスは黒字ということで示され、赤字ではないため、これにより実質赤字比率は該当がありません。

また、連結実質赤字比率については、表の左下の国民健康保険事業特別会計以下 3 会計と表右側の水道事業会計以下 4 会計、全ての会計を合計して黒字か赤字を判断いたします。表の右下の比率は、マイナス 22.01%となっております。こちらも赤字ではないため、連結実質赤字比率も該当がございません。

3 ページになります。総括表③実質公債費比率の状況でございます。

実質公債費比率は、財政標準規模に対して一般会計が負担する公債費の割合を 3 か年で平均したものです。簡単に言いかえますと、1 年の収入のうち、借金の返済へ何%使ったかというものを示す指標になります。

表中段の一番右の表をご覧ください。実質公債費比率は 8.8%となり、前年度から 0.7 ポイント改善されております。改善の要因になりますが、表上段の一番左①をご覧ください。

①は 1 年間に支払った一般会計の元利償還金の額になります。比率は過去 3 か年の平均で計算されますので、令和元年と令和 4 年の比較をするということになります。R4 と R 元の増減の欄を見ていただくと、償還額は減少しております。

また、右に 3 つ移動して④になりますけれども、こちらは下水道事業会計など公営企業の償還額になります。こちらも減少しております。新たな起債の抑制と、道路整備事業債などの償還終了や減少が影響しております。

また、中段の⑬をご覧ください。⑬は普通交付税額になります。令和 4 年度は、前年並みではありませんでしたが、令和元年度と比べて交付税額が増加しており、これにより分母である財政標準規模が増額しています。分母である財政標準規模が増加し、合わせて、分子である償還額が減少となったことが、実質公債費比率の改善要因となっております。

続きまして 4 ページをお願いします。総括表④将来負担比率の状況になります。将来負担比率は、標準財政規模に対して一般会計が将来負担すべき負債の割合で、簡単に言いますと借金の総額を 1 年の収入で割り算し、借金の大きさを示すものになります。右下の数字で、本年度は 37.1%となり、昨年度と比して 12.3 ポイント改善されております。

表の一番左上の地方債の現在高をご覧ください。地方債の現在高は増加となりましたが、2 つ隣の公共下水道事業会計などの公営企業に関する地方債現在高は大きく減少しており、いわゆる借金の総額は、償還により減少し数値の改善となりました。健全化判断比率については、以上になります。

本年度改善はいたしました。が、過疎対策事業債も積極的に活用していること、また下水道事業の長寿命化事業や公共施設の老朽化に伴う更新事業も考えられますので、大型事業の実施にあたっては、十分見極め、尚一層の財政健全化を図る必要があると考えております。

それでは、表紙のページ、最初の報告書にお戻りください。一番下の表、資金不足比率について、最後にご説明いたします。

資金不足比率は、公営企業に資金不足があった場合、不足の割合を表すものになります。水道事業会計から漁業集落排水事業特別会計までの 4 会計において、赤字はございませんでしたので、資

金不足比率は該当なしとなりました。以上で、報告第 19 号についての説明を終わります。

なお、今回の報告に先立ち比率の数値につきましては、監査委員による審査を受けておりますので、その意見書を付して報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長（浪瀬真吾君）**

以上で、報告第 19 号令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

報告事項でありますので、これで報告第 19 号についての報告を終わります。

**日程第 19 報告第 20 号 工事請負契約の締結について  
(川内地区代替水源施設整備工事（配水場）)**

**○議長（浪瀬真吾君）**

次に、日程第 19、報告第 20 号工事請負契約の締結について（川内地区代替水源施設整備工事（配水場））を議題とします。本案について説明を求めます。町長。

**○町長（岡田伊一郎君）**

それでは、報告第 20 号でございます。令和 5 年度水道事業工事請負契約の締結について。

1、工事名 川内地区代替水源施設整備工事（配水場）。2、工事箇所 東彼杵町川内郷地内。3、工事概要 川内配水場整地工一式、配水池兼ポンプ室築造工一式、配水ポンプ設備一式、場内配管工一式、川内配水場整備工一式、電気計装設備工一式。4、契約締結日 令和 5 年 7 月 31 日。5、工期 着手 令和 5 年 8 月 4 日、完成 令和 6 年 2 月 23 日。6、入札の方法 指名競争入札による。7、契約金額 8965 万円。8、契約相手方 東彼杵町三根郷 1622 番地 7、榊原建設、代表取締役 榊原元樹。9、支出科目 令和 5 年度水道事業会計（款）資本的支出（項）建設改良費（目）統合簡易水道事業（節）工事請負費。以上でございます。よろしくお願いいたします。水道課長。

**○議長（浪瀬真吾君）**

町長に代わり水道課長。

**○水道課長（岡木徳人君）**

本件につきましては、川内水源の枯渇によりまして給水が困難となっております川内地区の木場集落 16 戸への安定供給を目的として実施している事業になります。

水源枯渇の代替えとしまして、隣接する法音寺水源から連絡送水管を設置をしまして、ちょうど中心付近になりますけれど、3 枚目に図面をつけておりますが、配水池と加圧ポンプ室を兼ねた施設を設置する工事になります。

当該工事につきましては、国庫補助金を活用しております補助率が 40%ということになっております。令和 6 年 2 月 23 日までの工事期間で既に着手をいたしております。内容につきましては以上です。

**○議長（浪瀬真吾君）**

以上、説明を終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第 20 号を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会（午後 0 時 13 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 浪瀬 真吾

署名議員 尾上 庄次郎

署名議員 大石 俊郎